

京都市上弓削農業集落排水処理施設条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成29年3月31日

京都市長 門川 大作

京都市規則第 83 号

京都市上弓削農業集落排水処理施設条例施行規則の一部を改正する規則

京都市上弓削農業集落排水処理施設条例施行規則の一部を次のように改正する。

第7条第1項第3号を次のように改める。

(3) 汚水の区分

第7条第1項第4号中「井戸汚水等を排出する者にあつては、排水設備」を「ポンプ」に改め、同項第7号を次のように改める。

(7) 排水設備を使用する業態

第7条第1項に次の1号を加える。

(8) その他市長が必要と認める事項

第8条中「第16条第3項」を「第15条第3項」に、「第17条第1項」を「第16条第1項」に改める。

附則第2項第2号中「第16条第1項」を「第15条第1項」に改める。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

(産業観光局農林振興室農業振興整備課)